

社 援 協 発 0 3 2 4 第 1 号  
令 和 2 年 3 月 2 4 日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長  
（公印省略）

### 消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第33号）が公布されたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令の円滑な施行について特段のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

### 記

#### 第一 改正の趣旨及び内容

##### 1 改正の趣旨

消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「規則」という。）に規定されている会計監査報告の内容について、企業会計審議会\*の報告書を踏まえた改正を行うものである。

\*金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条に基づいて設置され、企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議し、その結果を内閣総理大臣、金融庁長官又は関係各行政機関に対して報告し、又は建議する機関である。平成30年7月5日に「監査上の主要な検討事項」の導入等に関する監査基準の改訂を行い、令和元年9月3日に監査報告書における意見の根拠の記載等に関する監

査基準の改訂を行った。

## 2 改正の内容

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第31条の8第1項に該当する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）は、監査基準に準拠した会計監査人による会計監査を受けなければならないとされているところ、現行規定では、会計監査人が除外事項を付した限定付適正意見\*1を表明する場合には限定付適正意見とした理由を監査報告書に記載することが要求されていない。改訂された監査基準では限定付適正意見とした理由を記載することが要求されることとなったため、会計監査報告の内容としなければならない事項（規則第136条第1項第2号口）に追加するほか、所要の整備を行うものとする。

また、継続組合の前提に関する注記に係る事項\*2は、現行規定では追記情報として列挙されているが、改訂された監査基準では独立項目として記載するように変更されたため、規則第136条第1項各号に掲げる事項に追加し（同項第5号）、同条第2項各号に掲げる事項（同項第1号）から削除する。

\*1 決算関係書類の表示に関して不適切な事項があった場合（意見に関する除外）及び重要な監査手続が実施できなかった場合（監査範囲の制約に関する除外）において、監査意見に除外事項が付される。

意見に関する除外の場合、不適切な事項の影響が重要ではあるものの決算関係書類を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときに、除外事項を付した限定付適正意見が表明される。

また、監査範囲の制約に関する除外の場合、無限定適正意見を表明することはできないが、監査範囲の制約の影響が決算関係書類全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときに、除外事項を付した限定付適正意見が表明される。

\*2 会計基準は組合が将来にわたって継続して事業活動を行うという継続組合を前提としている。決算日において継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在する場合であって、これを解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続組合の前提に関する注記として決算関係書類にて開示することになっている。これは決算関係書類の利用者にとって重要な情報であるため、監査報告書においても継続組合の前提に関する注記に係る事項として記載される。

## 第二 公布日等

### （1）公布日

令和2年3月24日

### （2）施行期日

公布日から施行

( 3 ) 経過措置

この省令による改正後の規則の規定は、令和2年3月31日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の会計監査報告については、なお従前の例による。

以上